

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和四年三月四日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

令和3年度第3回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和2年度、令和3年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 208 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和3年10月18日～令和3年12月28日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 5件 (5機関)

番号	部局	機関	概要
1	環境部	環境整備センター	令和3年度に締結した「03 自家発電設備保守点検業務委託」など合計3件の業務委託契約における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。
2	福祉部	総合リハビリテーションセンター	令和3年度に締結した「検体検査業務委託契約」(単価契約・長期継続契約)について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。
3	下水道局	中川下水道事務所	令和元年度に締結した「中川流域処理場第2沈砂池ポンプ棟接続施設工事」の2回目の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が管理者のところ局長が決裁していたことは、不適切であった。
4	教育委員会	近代美術館	当館が管理している北浦和公園内徒渉池において、流水状態が約2週間続く事故が発生した。この事故により、同期間を含む2か月分の水道料金として、直前の2か月分の水道料金の12倍となる約468万円を支払うこととなった。 北浦和公園内における施設管理業務については、「埼玉県近代美術館施設管理(空調設備保守・運転・中央監視)業務委託契約」において業者に委託しているが、本来業者に行わせる業務を美術館職員が行ったこと、また、仕様書どおりに行われていない業務があるにもかかわらず、それに気付かず事務を進めていたことは事務の管理執行体制という点で不適切であった。
5	教育委員会	越谷総合技術高等学校	令和2年度の高等学校等就学支援金に係る事務処理を怠ったため、国からの就学支援金11人分970,200円が支給されず、一部を私費で補填し事実を隠蔽していた。 また、授業料及び入学料、奨学のための給付金などの事務処理を怠り、保存すべき文書を破棄していたほか、平成30年度の実践室のエアコン修繕について、財務規則に則った業者選定手続を行わず業者に修繕を依頼し、その費用342,573円を私費で支払い、事実を隠蔽していた。

			平成 30 年度以降に複数の不適切な財務事務が発生したことは、職員に対する管理監督等が不十分であり、また、事務の管理執行体制が不適切であった。
--	--	--	---

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、川越県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、越谷県税事務所
県民生活部	婦人相談センター、男女共同参画推進センター
危機管理防災部	消防学校
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、草加児童相談所
保健医療部	春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、川口高等技術専門校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、水産研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所、鉄道高架建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	大久保浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育委員会	東部教育事務所、総合教育センター、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の

	<p>博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、朝霞西高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮中央高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷工業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢商業高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、上尾かしの木特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、大宮警察署、朝霞警察署、草加警察署、鴻巣警察署、川越警察署、西入間警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、深谷警察署、行田警察署、加須警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、吉川警察署</p>